

日 薬 業 発 第 111 号  
令 和 元 年 7 月 1 日

都道府県薬剤師会担役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る  
取扱期間延長のお願い（要請）

標記について、総務省自治行政局公務員部福利課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の支払い猶予期間が本年 6 月末までに延長する要請があったことについては、平成 31 年 2 月 22 日付け日薬業発第 421 号にてお知らせしたところですが、今般、共済組合については、猶予期間を本年 12 月末まで延長するよう要請がございました。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事務連絡  
令和元年6月24日

日本医師会 }  
日本歯科医師会 } 御中  
日本薬剤師会 }

総務省自治行政局公務員部福利課

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る  
取扱期間延長のお願いについて（要請）

日頃、地方公務員共済組合制度の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。

標記の件について、別添のとおり関係共済組合等に対して通知しましたので、お知らせします。

貴会におかれましても、該当する県内の会員に対し、この旨周知いただくようお願いします。

（添付書類）

- 平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

事 務 連 絡

令和元年6月24日

地方職員共済組合  
(地共済事務局扱い)  
東京都職員共済組合  
各指定都市職員共済組合

御中

総務省自治行政局公務員部福利課

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る  
取扱期間延長のお願いについて(要請)

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予については、平成31年2月18日付け事務連絡「平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて(要請)」において、7月豪雨による被害の甚大な状況に鑑み、当面、平成31年6月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予していただくよう要請したところです。

現在の7月豪雨による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和元年7月以降も引き続き、下記のとおり取扱うことといたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長

平成30年7月豪雨に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村のうち、倉敷市及び大洲市においては、令和元年7月から12月までの間、引き続き国民健康保険の被保険者の一部負担金の減免を実施することとされているところ(※)。

こうした各市町村の取組状況を踏まえ、当面、令和元年6月末日までとされた一部負担金等の徴収の免除について、共済組合の実情に応じて、令和元年12月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

※ 令和元年6月21日時点。今後、国民健康保険の被保険者の一部負担金の減免を実施する市町村が追加され次第、別途、お知らせする。

事 務 連 絡

平成31年2月18日

地方職員共済組合  
(地共済事務局扱い)  
東京都職員共済組合  
各指定都市職員共済組合

御中

総務省自治行政局公務員部福祉課

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る  
取扱期間延長のお願いについて(要請)

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予については、平成30年10月30日付け事務連絡「平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて(要請)」において、7月豪雨による被害の甚大な状況に鑑み、当面、平成31年2月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予していただくよう要請したところです。

現在の7月豪雨による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては平成31年3月以降も引き続き、下記のとおり取扱うことといたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長

当面、平成31年2月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、平成31年6月末日まで引き続き延長していただきたいこと。